第101回安来市議会定例会 12月定例会議 文教福祉委員会 委員長報告

令和4年12月14日

文教福祉委員長報告を行います。

去る12月1日に開議された本会議において、本委員会に付託された「議第5号 安来市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」「議第11号 安来市学校給食費徴収条例制定について」「議第12号 安来市加納美術館条例の一部を改正する条例制定について」「議第13号 安来市立大塚隣保館設置条例を廃止する条例制定について」「議第14号 安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」「議第15号 安来市放課後児童クラブ条例制定について」「議第18号 指定管理者の指定について」「議第19号 指定管理者の指定について」「議第20号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について」の9件について、7日に審査を行いましたので、その結果と経過について報告いたします。

まず審査の結果については、9件ともに全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

「議第11号」について、委員の「公会計化は、『国が推奨する働き方改革の一環として、教員が滞納者への督促業務に携わる時間が削減でき、授業改善のための時間や児童生徒に向き合う時間に費やすことができる』とあるが、どれくらいの効果が生まれるのか」との質問に対し、執行部からは「国全体で見ると、教員が給食費の徴収等の業務を担っている学校が多くあり、公会計化によって、そうした教員の負担を軽減していくという目的があるが、安来市においては、これまでも学校給食会の事務局である給食教育課で給食費の徴収等の業務を行っており、教員の負担についてはかわりがない」と答弁がありました。さらに委員より「それでは、安来市における公会計化の利点は何か」との質問があり、執行部から「保護者の利便性の向上や、徴収・管理業務の効率化、会計の透明性の向上、不正の防止を目的としている」との答弁がありました。

「議第14号」について、委員の「児童支援員の研修について、改正後はどこで受けてもよいということか。そうであれば選択肢が広がるという認識でよいか」という質問に対し執行部より「従来より他県でも資格の取得は可能であった。加えてこの改正により、中核市、例えば島根県松江市、鳥取県鳥取市等で開催され、その長が認める研修を受けられて有資格となった方も、安来市で働いていただくことができるようになる。そういった意味では、選択肢は広がる」との答弁がありました。

「議第15号」について、委員の「今まで利用料は、各クラブによっていろいろだったが、この条例制定により一律通年は月額5、000円となる。今までより高くなるクラブはどれぐらいあるか。また一律になることに対する意見等は出ていないか」との質問に対し執行部より「この移行については、令和3年、4年の2ヵ年間をかけてクラブの方と協議を重ねてきた。その中で1クラブのみ、設定した利用料よりも低い金額のクラブがあった。しかしながら、応分の負担、同じサービスを受けるという理由から統一していただくことで協議を行い、了解を得た上で、すべての公設民営のクラブに統一した利用料を適用させていただいたという状況である」との答弁がありました。

「議第20号」について、委員の「当初の契約の中で、こういった価格の上昇の部分は、含まれていなかったのか」との質問に対し執行部より「当初の契約の約款の中で『想定外の部分については、両者合意の上で決める』という形としていた。この度の価格上昇部分については、双方で協議の上改定をするものである」との答弁がありました。

以上、文教福祉委員長報告といたします。